

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

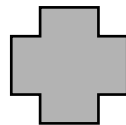
## 雇入れ時に労働条件の文書明示を!!

～ 平成20年4月1日より改正パート労働法施行 ～

雇入れの際に労働条件が明確にされていない場合、労働条件に関する事業主と労働者の理解のくい違いが生じ、後にトラブルを引き起こすおそれがあります。

労働者を雇入れの際には、以下の項目について必ず文書で明示しなければなりません。（労基法第15条）

- 契約期間
- 就業の場所
- 従事する業務の内容
- 始業・終業の時刻および休憩時間
- 就業時転換（シフト制）がある場合はその内容
- 所定時間外労働の有無
- 休日
- 休暇
- 賃金の決定と計算方法
- 賃金の締切日と支払日および支払の方法
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）



さらに、パートタイム労働者については次の3つの事項を加えて書面明示することが義務化されました。（改正パート労働法第6条）

- ★ 昇給の有無
- ★ 賞与の有無
- ★ 退職手当の有無

労働基準法第15条違反は30万円以下の罰金、改正パート労働法第6条違反の場合は行政指導によって改善がみられなければ、パートタイム労働者1人につき10万円以下の過料に処せられることとなります。

労働条件通知書はこちらを参考にいただけます。（厚生労働省HP）

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/pdf/c.pdf>